
第二次 男女共同参画なんようプラン

南陽市

男女共同参画社会の実現に向けて

急激な少子高齢化の進展とともに、社会構造や産業経済・就労形態の変化が進み、今社会全体が大きな転換期を迎えています。「少子高齢化が進み、人口減少社会に突入したわが国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題である。」男女共同参画社会の実現について、国ではこのように述べています。

本市では、平成11年6月に男女共同参画基本法が施行されたことに伴い、県内の他の自治体に先駆け平成12年3月に「男女共同参画なんようプラン」をスタートさせました。平成21年度までの10年間を計画期間とし、37項目にわたる基本施策を位置づけ、着実にその進展を図ってきました。平成21年度以降は、社会情勢の変化や市民ニーズに柔軟に対応しながら、基本施策を継続しつつ、各般の施策や事業を展開してきました。これまでの取り組みにより、審議会委員等における女性委員の占める割合の上昇や職場・地域での意識改革等の着実な進展が図られてきたものと考えております。一方で、課題もまだまだ残っており、これまでの取り組みをさらに加速させる必要があります。

本書は、最上位である国の第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月）、それを受けて平成28年3月に策定されました山形県男女共同参画計画を上位計画として策定するものです。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」が施行され、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入り、これを計画の中に織り込むものです。

男女共同参画社会は、市の取り組みだけでなく、市民一人ひとりあるいは事業者がその重要性を理解し、そして身近で可能なものから行動・実践して初めて実現に向かうことができます。本市では、計画の見直しを機に、各種施策の推進についてこれまで以上に積極的に取り組んでまいり所存ですので、市民・事業者の皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成29年3月

南陽市長 白岩 孝夫

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の経緯	1
2 計画の期間	1
3 推進体制	1
4 計画の位置づけ	1
5 計画の体系	2

第2章 取組みの柱と基本施策

I. 女性が活躍できるまちづくり	3
基本施策1 職場における男女共同参画の推進	4
基本施策2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	5
基本施策3 地域における男女共同参画の促進	5
II 安心できるまちづくり	6
基本施策1 女性の健康の保持・増進	7
基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶	8
基本施策3 子育て支援、子育ち支援の充実	8
基本施策4 生活上の困難を抱える人への対応	9
III 男女雄共同参画の意識づくり	10
基本施策1 男女平等教育の推進	11
基本施策2 性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直し のための生涯学習の推進	11

数値目標	12
------	----

男女共同参画関連統計資料	13
--------------	----

第1章 計画の概要

1 計画策定の経緯

平成11年（1999年）に男女共同参画社会基本法が制定され、「男女が対等の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」である男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することとされました。

本市では、平成12年3月に「男女共同参画なんようプラン（第一次）」を策定し、これまで計画に基づき男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を推進してきました。

一方、策定当時とはライフスタイルや経済・雇用状況が大きく変わるとともに、法制度面でも配偶者暴力（DV）防止法や女性活躍推進法が施行されるなど、女性を取り巻く環境が大きく変化し、男女共同参画社会の実現に向けて新たな段階に入っています。

以上の状況を踏まえ、今後も本市の男女共同参画を積極的に推進するため、第1次プランを継続・発展させより実効性のある計画に改定することとします。同時に、本プランは、本市における配偶者からの暴力の防止及び女性の職業生活における活躍を推進する指針として策定するものとします。

※第1次プランの基本施策の一部は、本プランでは上位計画に委ね国県と歩調を合わせて推進することとし、プランのスリム化を図ったところです。

2 計画期間

本プランの計画期間は、2017年（平成29年度）から2026年（平成38年度）までの10年間とします。なお、社会情勢の変化や国・県の動向に対応するため、期間中においても必要に応じて見直しを行うものとします。

3 推進体制等

これまでどおり庁内の推進体制として男女共同参画推進委員会を設置し、基本計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、庁内各課との連携強化を図ります。市民参加については、えくぼ女性ネットワーク会議等と協調を図ります。

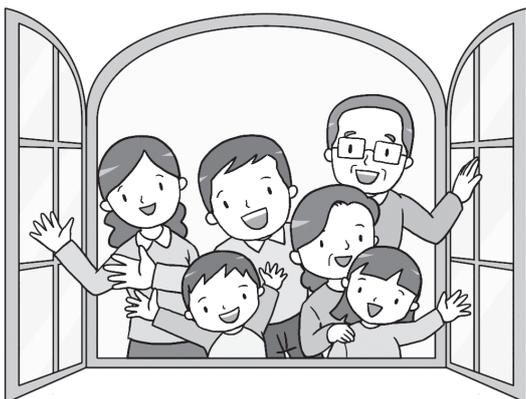
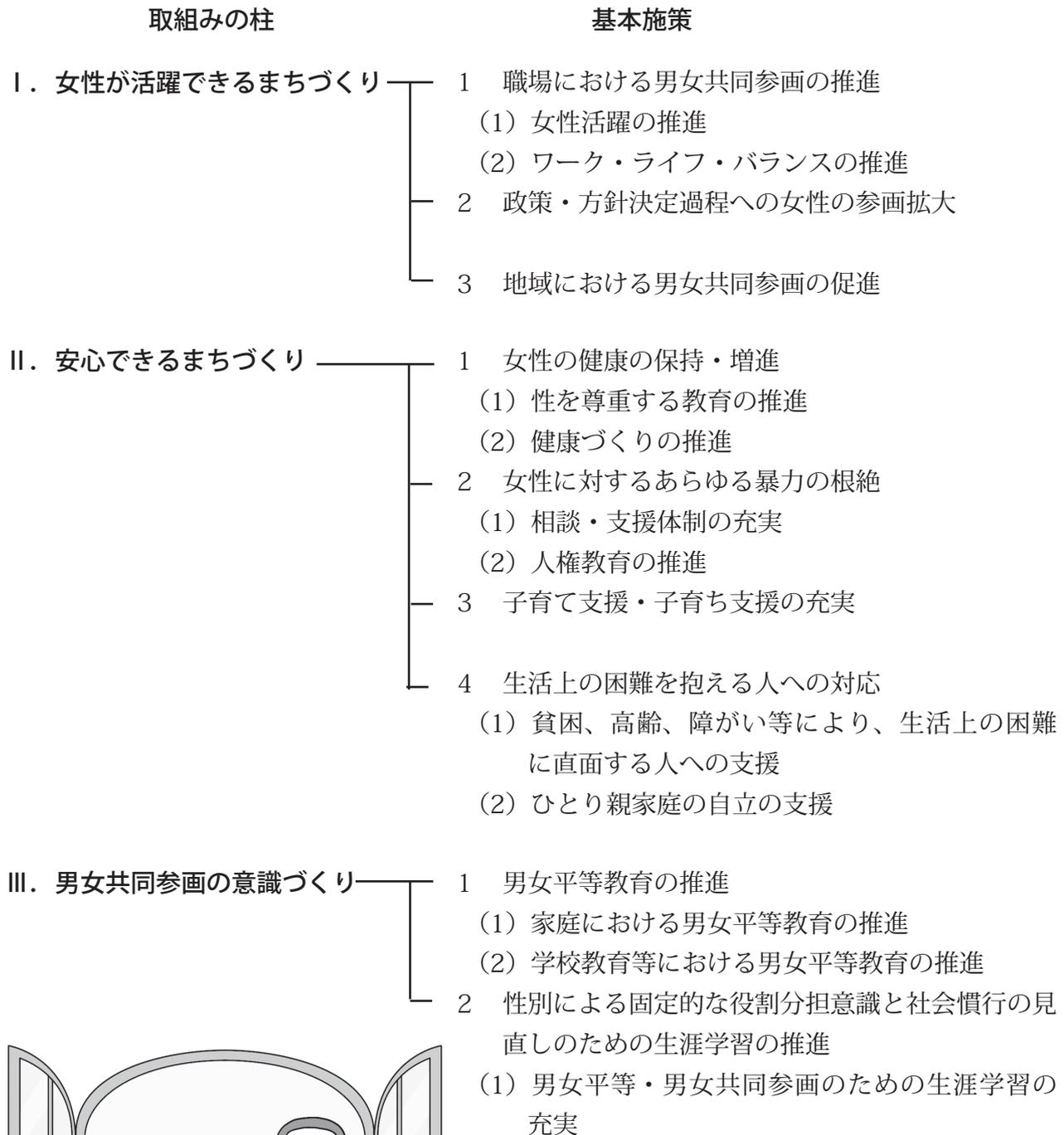
実施計画については、市総合計画の3か年実施計画をもって充て、計画的な施策・事業の推進を図ります。

4 計画の位置づけ

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として策定するものです。

また、本プランは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条第3項に基づく市町村基本計画、さらに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく市町村推進計画と位置づけます。

5 計画の体系



第2章 取組みの柱と基本施策

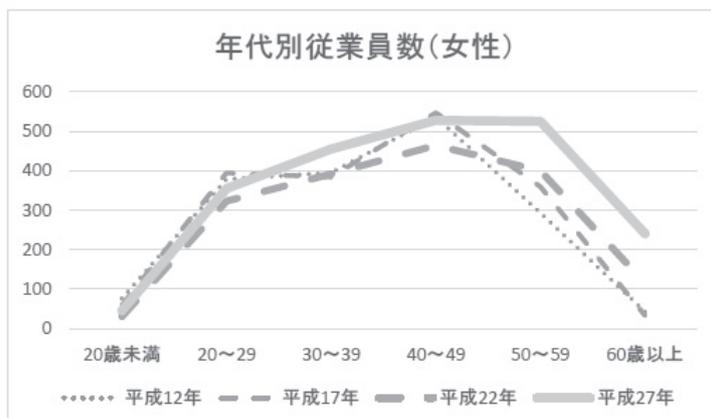
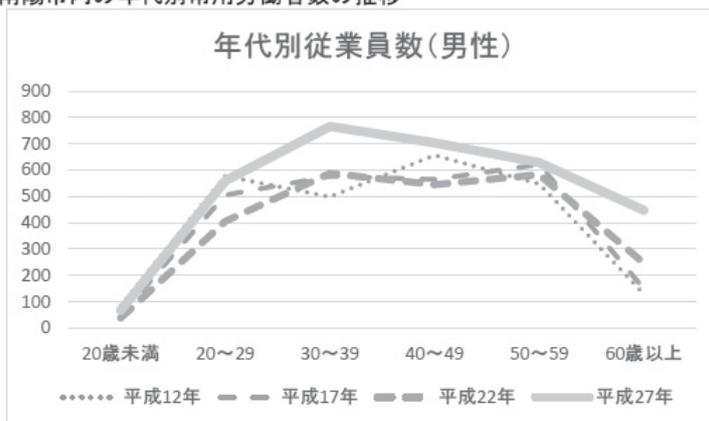
取組みの柱Ⅰ．女性が活躍できるまちづくり

今、企業では女性活躍推進の取組みが積極的に進められています。女性はその能力を発揮することは、企業だけでなく地域経済の持続的な成長のためにも不可欠であることが認識され始めています。働きたい女性が、仕事と出産・育児・介護等との二者択一を迫られることなく、いきいきと働き続けることができる環境づくりとして、仕事の生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組みを進める必要があります。

行政の政策・方針決定の場への女性の参画について、引き続き審議会・委員会等における女性参画率を上げていく必要があります。また、女性管理職の登用を進めます。

家庭における家事・育児・介護等の固定的な役割分担意識の解消を進めます。また、地域コミュニティ活動における女性の意思決定、参加促進を図り、地域の活性化を図ります。

南陽市内の年代別常用労働者数の推移



M字カーブ問題

女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。本市でも平成12年頃にはその傾向が顕著でしたが、次第に改善されてきています。しかし、業種によってはその傾向が依然として見られます。

基本施策1 職場における男女共同参画の推進

(1) 女性活躍の推進

男女雇用機会均等法やパートタイム労働法等に基づいて、雇用機会の確保と待遇改善の啓発を進めます。働きたい女性がライフステージに応じて、多様な働き方ができるよう、関係機関と連携し就業支援とあわせ企業の取り組みを支援します。女性活躍推進のため、女性のキャリアアップや能力の向上を図り、女性リーダーの育成や方針決定の場への女性の参画を進めます。

＜主な取り組み＞

- ・雇用機会や待遇改善に関する啓発
- ・女性のキャリアアップ・能力向上のための研修機会等の情報提供
- ・求職情報、労働関係等の情報提供
- ・男女共同参画に関する講演会等の開催
- ・創業支援の促進

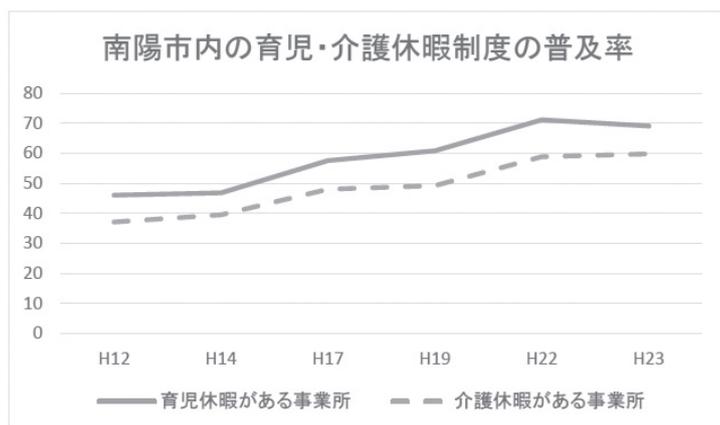
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

家庭生活上で男性が積極的に必要な役割を果たすために、長時間労働の削減や労働生産性の向上などの働き方の見直しを進めることが大切です。男性の意識改革に努め、男性の育児休業の取得促進、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の導入等について啓発を進め、企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みを促進します。

市では既に市長をはじめ副市長・教育長、管理職のイクボス宣言を行っていますが、率先してワーク・ライフ・バランスの推進に取り組めます。

＜主な取り組み＞

- ・ワーク・ライフ・バランス取り組みの啓発
- ・育児休業、介護休業取得の啓発
- ・男性の育児休暇、育児休業、パパママ育休プラス制度の取り組み促進
- ・親子教室や料理教室等の開催
- ・子育てや地域活動への参加呼びかけ
- ・民間企業におけるイクボス宣言の促進



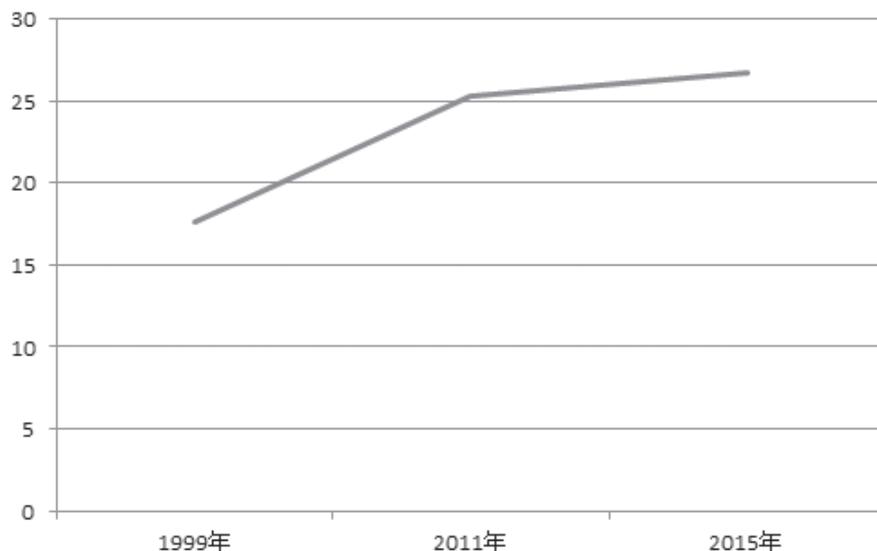
基本施策2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

引き続き、市の政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。市の事業や施策に多様なニーズや意見を反映するため、審議会等への女性の参画を促進するとともに、市の女性管理職の増加とその活躍を推進します。

＜主な取り組み＞

- ・職員研修の充実
- ・女性管理職の登用の推進
- ・審議会等における女性委員の拡大

女性の審議会等への登用率推移



基本施策3 地域における男女共同参画の促進

男女が、地域活動や活動方針決定の場に参画し、ともに責任を分かち合っ地域づくりを進めることができるよう、身近な地域における男女共同参画を促進します。あわせて古い慣習の見直し、固定的な役割分担意識の解消を図ります。

地域における防災・減災を促進するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を促進します。

＜主な取り組み＞

- ・男女共同参画に関する情報提供
- ・女性リーダーの育成
- ・男女共同参画関連団体の育成、支援
- ・自主防災訓練の実施



取組みの柱Ⅱ. 安心できるまちづくり

男女が共に支え合い、生涯にわたって健康でゆとりと生きがいのある生活を営むためには、私たち一人ひとりが健康の自己管理に努めるとともに、社会的支援としての各般にわたる保健・福祉の充実が大切です。特に女性には妊娠、出産といったライフステージに応じた支援が必要です。

子育てや介護に関して男女が共にその責任と義務を分かち合うとともに、多様な生き方を選択できる社会づくりが大切です。子どもを安心して育てることができる環境の整備やソフト面における子育て支援、あるいは介護者の負担軽減が求められており、育児や介護における社会化、支え合いの地域づくりが必要とされています。

ドメスティック・バイオレンス（DV）等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害です。男女共同参画社会の実現のため、暴力を容認しない社会をつくるため、性と生命に関する教育や人権教育をより一層充実させるとともに、暴力の未然防止や相談体制の充実、被害者支援等の一体的な取り組みが求められています。

山形県内の家事・育児の状況

		家事		育児（該当者のみの平均）	
		全体	常用雇用者	全体	常用雇用者
平日	男性	52分	35分	20分	22分
	女性	2時間50分	2時間13分	2時間23分	1時間49分
休日	男性	1時間27分	1時間34分	1時間23分	1時間46分
	女性	3時間13分	3時間33分	4時間27分	5時間13分

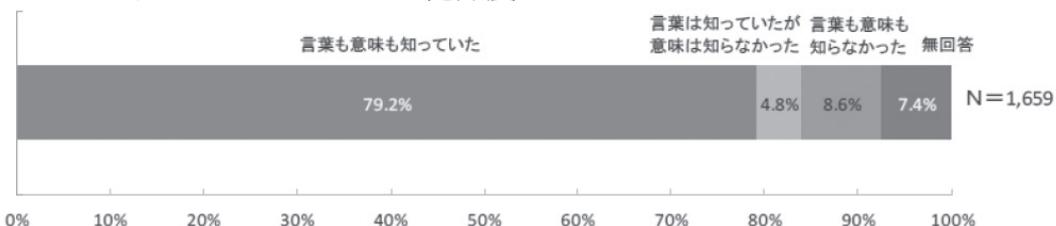
(H26 ワーク・ライフ・バランスおよび男女共同参画に関する県民意識調査/山形県)

セクシャルハラスメント相談件数

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
山形県	97	91	83	80	54	75	85

(男女雇用機会均等法の施行状況/山形労働局発表)

ドメスティックバイオレンスの認知度



(H26 ワーク・ライフ・バランスおよび男女共同参画に関する県民意識調査/山形県)

基本施策1 女性の健康の保持・増進

(1) 性を尊重する教育の推進

男女がお互いの性を理解・尊重するために、学校や家庭において、発達段階に応じた性や生命に関する教育を進めます。妊娠・出産等に関する正しい情報の提供や学習機会の充実に努めます。

<主な取り組み>

- ・性と生命に関する教育の推進
- ・妊娠・出産に関する啓発
- ・両親学級の開催
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透



(2) 健康づくりの推進

健やかで豊かな人生を送るためには、生涯を通じた健康の確保が大切です。健康診査体制の充実とあわせ健（検）診受診率の向上を図り健康づくりを促進します。また、市民一人1スポーツをとおして健康寿命の延伸を図ります。

<主な取り組み>

- ・健康教育及び相談、指導の充実
- ・母子保健事業の充実
- ・健康診査体制の充実
- ・健（検）診受診率の向上
- ・食生活改善の推進
- ・生涯スポーツの推進



基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 相談・支援体制の充実

DVやハラスメントを防止し、安心できる社会づくりや働きやすい職場環境の整備を促進します。日常生活で発生する多様な問題に対して各種相談事業を実施するとともに、女性の自立と男女が安心して暮らせる地域づくりに努めます。

<主な取り組み>

- ・無料法律相談の開催
- ・高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待及びDV等の相談・防止体制の整備充実
- ・行政におけるハラスメント防止対策の率先行動
- ・企業におけるハラスメント防止対策の促進

(2) 人権教育の推進

学校や公民館等において人権教育を充実させ、DVやハラスメント防止対策を進めます。

<主な取り組み>

- ・学校教育、社会教育における人権教育の充実
- ・指導者研修の充実
- ・DVやハラスメント防止に向けた啓発
- ・人権に関する研修会等への支援

基本施策3 子育て支援、子育て支援の充実

女性の自立のために子育て環境の整備は重要な政策課題です。子育て負担の軽減や育児支援など安心して子育てできる環境の整備、また子どもの育ちを支援します。

<主な取り組み>

- ・育児支援、子育て相談事業の充実
- ・子育て世代包括支援センターの設置・充実
- ・0歳児を含む未満児保育施設の拡充
- ・地域子ども・子育て支援事業の充実
(ファミリー・サポート・センター事業、一時預かり事業、延長保育事業、学童保育事業等の充実)
- ・障がい児保育の充実
- ・子育てサークル等への支援
- ・放課後子供教室の拡充
- ・保育料や子育て医療費等の経済的負担の軽減



基本施策4 生活上の困難を抱える人への対応

(1) 貧困、高齢、障がい等により、生活上の困難に直面する人への支援

失業、多重債務等による生活困窮者への相談・支援体制の整備充実に努めるとともに、認知症や一人暮らし等高齢者の生活支援及び孤立防止、また地域の中で自立した生活が送れるよう障がい福祉サービス等の提供体制の充実に努めます。また、在宅生活が困難な要介護高齢者向けの介護施設の拡充に努めます。

民生委員児童委員活動を始め、地域の見守りや助け合い等の互助活動を支援します。

<主な取り組み>

- ・生活困窮者自立支援制度の充実（社会福祉協議会委託事業）
- ・地域包括ケアシステムの構築
- ・認知症サポーター拡大等の地域認知症対策の推進
- ・介護施設等の充実
- ・障がい者就労の促進



(2) ひとり親家庭の自立の支援

子どもの養育や経済面で不安を抱えるひとり親家庭の安全安心のための相談・支援機能を強化し、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援を行います。

<主な取り組み>

- ・ひとり親家庭の自立支援と子育て支援の推進
- ・母子・父子自立支援員の設置（継続）

取組みの柱Ⅲ．男女共同参画の意識づくり

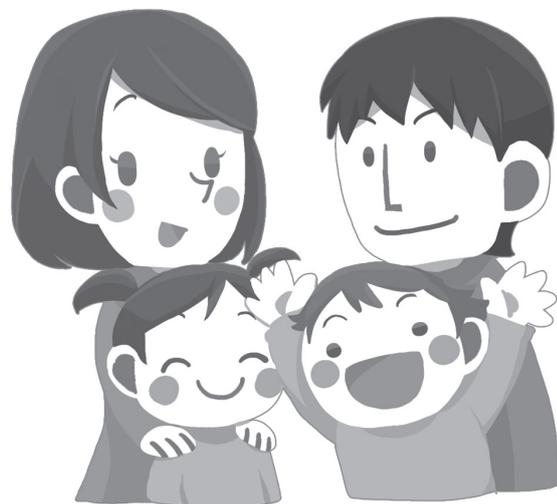
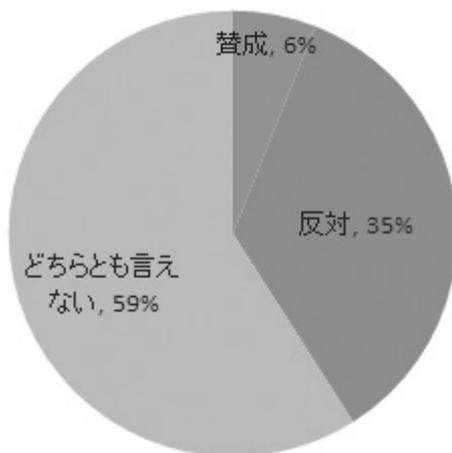
私たちの男女平等意識を育む基盤となるのは家庭です。子どもは、家族のふれあいや日常生活での親のふるまいを見ながら人間的な成長をしていきます。男女共同参画を進めるためには、幼児期からの毎日の生活の中での実践とあわせ、家庭教育、学校教育をとおして男女共同参画意識を高めることが重要です。

また、「男は仕事、女は家庭」と性別によってはじめから役割を区別してしまう考えや、「男だから、女だから」といった固定観念や社会慣行の見直しを進めます。

男は仕事、女は家庭という考え方に賛成しますか

	賛成する		反対する		どちらとも言えない	
	26年度	27年度	26年度	27年度	26年度	27年度
男性	12	13	44	48	80	97
女性	9	3	47	49	47	64
合計	21	16	91	97	127	161

H27 職員の仕事と子育て両立に関する意識及び実態調査より



基本施策1 男女平等教育の推進

(1) 家庭における男女平等教育の推進

家庭における健全で適切な子育て環境を促進し、家庭でも性別で役割分担を決めてしまう意識について見直すための学習や啓発を図ります。共に子育てを楽しむことができるよう、男性の家事・育児参加促進を図る啓蒙活動や講座等の開催を進めます。

＜主な取り組み＞

- ・父親の子育て参加を進める親子参加型教室（講座）の開催
- ・公民館等における家庭教育の推進

(2) 学校教育等における男女平等教育の推進

学校では、一人ひとりの個性を大切にしながら男女平等に基づく教育を進めます。幼稚園や保育園等においては、性別にとらわれない遊びなどをおして男女平等意識の基礎づくりを行います。保護者等を対象とした学習機会の確保を図り意識啓発に取り組みます。

＜主な取り組み＞

- ・授業や保育を通じた男女平等教育の推進
- ・講演会や講座等の開催支援
- ・教職員、保育者研修の充実
- ・望ましい勤労観・職業観を育む教育の推進

基本施策2 性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直しのための生涯学習の推進

(1) 男女平等・男女共同参画推進のための生涯学習の充実

生涯学習の充実を図り、地域における男女共同参画の啓発に努めます。固定的な役割分担、社会慣行の見直しのため、啓発や講座等の開催に努めます。

＜主な取り組み＞

- ・公民館における関連講座の開催
- ・図書館における関連図書等の充実
- ・市民や事業者向けの広報啓発の推進
- ・青年教育の充実

数値目標

本計画の具体的事業は、市の中期計画である3か年実施計画により毎年計画され実行されることとなります。各種事業の実施項目、成果指標、数値目標等は3か年実施計画において策定され、その成果が評価されることとなることから、本計画においては下記の項目について数値目標に設定します。

項目	目標
各種審議会・委員会への女性委員登用の推進	女性委員 30%
妻の分娩休暇3日及び育児参加休暇5日の取得	100%
育児休業取得率	女性職員 100%
	男性職員(妻の出産があった) 10%
子育てボランティアの登録数	ファミリーサポートセンターの 登録 30名維持

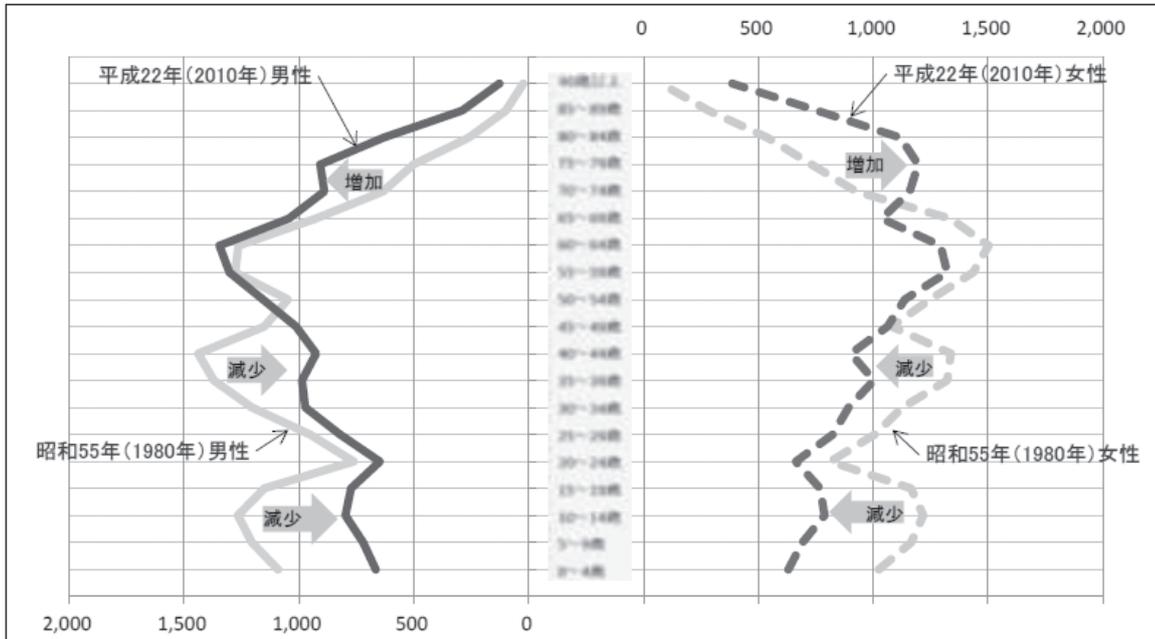
資料等

- 1. 人口関係 -----14
- 2. 女性の活躍関係 -----15
- 3. 労働実態 -----16
- 4. 地域や家庭 -----18



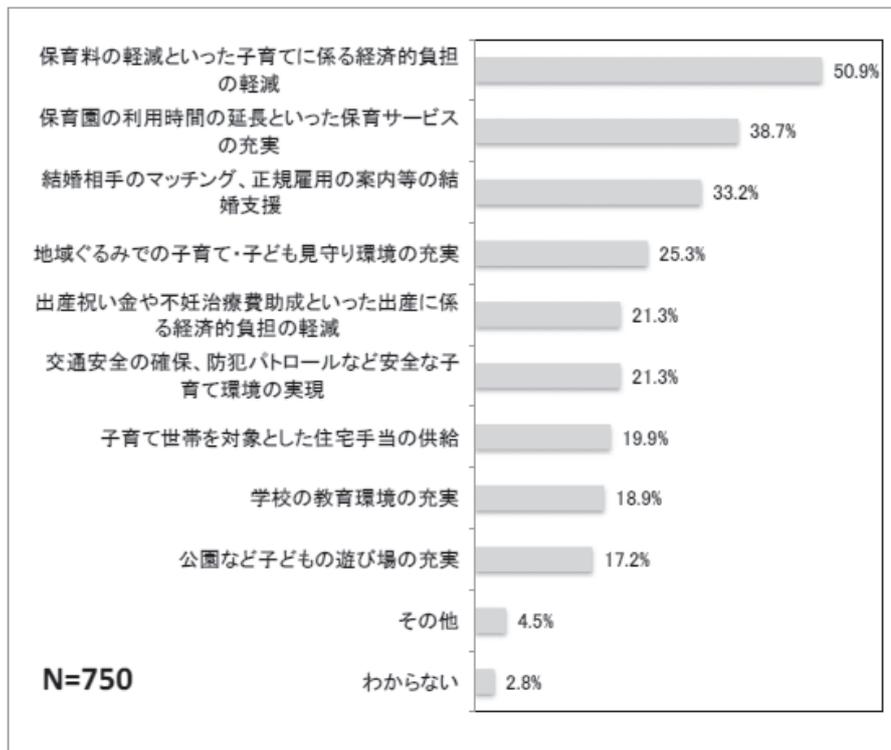
1. 人口関係

[南陽市の人口ピラミッド]



南陽市の人口関係 (H 2 7 南陽市まち・ひと・しごと創生総合戦略より)

[少子化対策の方向]



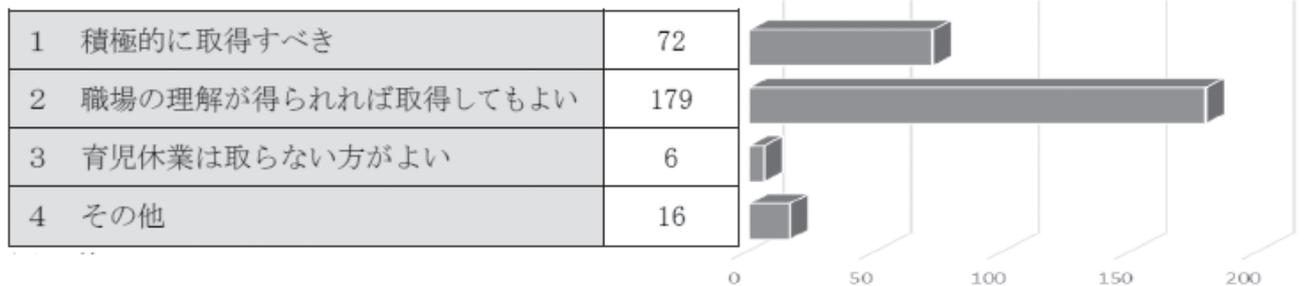
出典：平成 27 年度市民意向調査

2. 女性の活躍関係

	1	2	3	4		5		6		7	8	9	10	11		
	女性職員の採用割合	採用試験の受検者の女性割合	職員の女性割合	継続勤務年数(又は離職率)の男女差		約10年前に採用した職員の男女別継続任用割合		男女別の育児休業取得率		男性の配偶者出産休業等取得率	超過勤務の状況	年次休暇等取得率	管理職の女性割合	各役職段階の職員の女性割合		
				男	女	男	女	男	女					係長級	課長補佐級	課長級
25年度	42.8%	34.5%	41.5%	34年	42年	100%	100%	0%	100%	66.6%	4.4時間	38.4%	0%	27.5%	9.6%	0%
26年度	33.3%	36.7%	41.5%	23年	38年	100%	100%	0%	100%	100%	3.9時間	39.0%	0%	29.0%	10.0%	0%
27年度	33.3%	48.9%	42.1%	40.6年	41.6年	100%	—	0%	100%	75%	4.6時間	40.1%	4.3%	30.3%	13.8%	4.3%

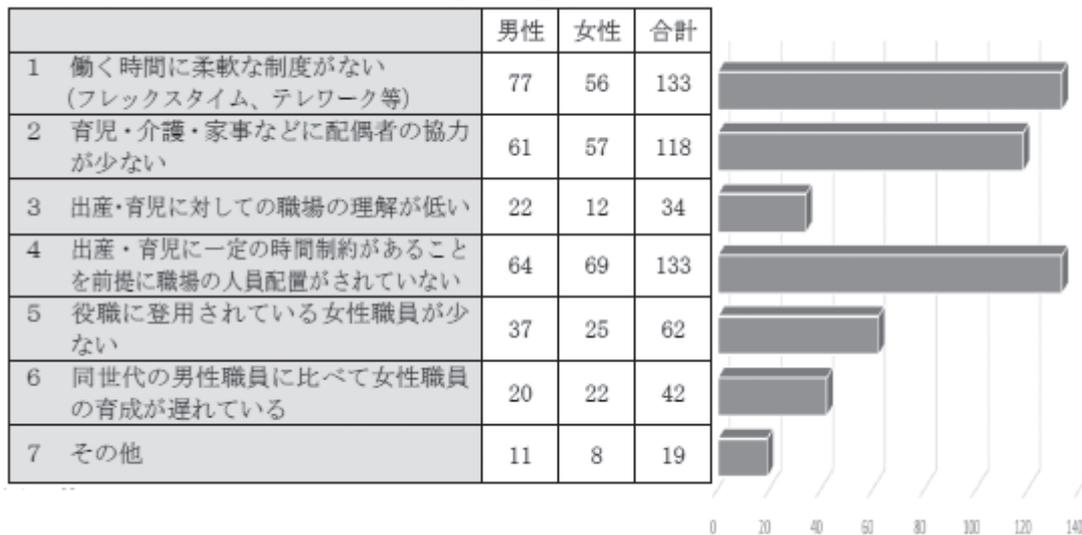
女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報の公表（南陽市）

男性が育児休業を取得することについて



(H27 職員の仕事と子育て両立に対する意識及び実態調査より)

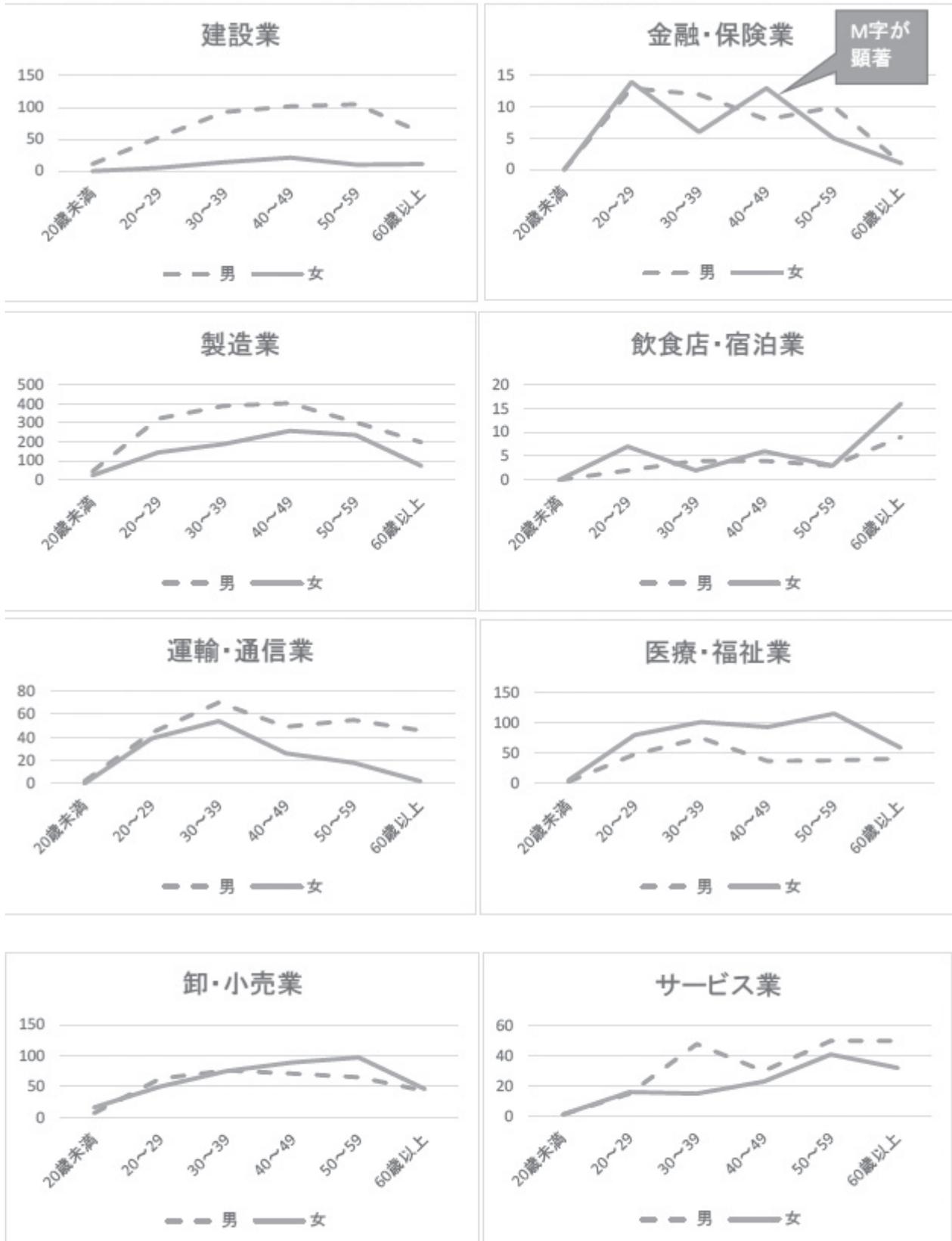
職場で女性が活躍するための課題だと思うもの



(H27 職員の仕事と子育て両立に対する意識及び実態調査より)

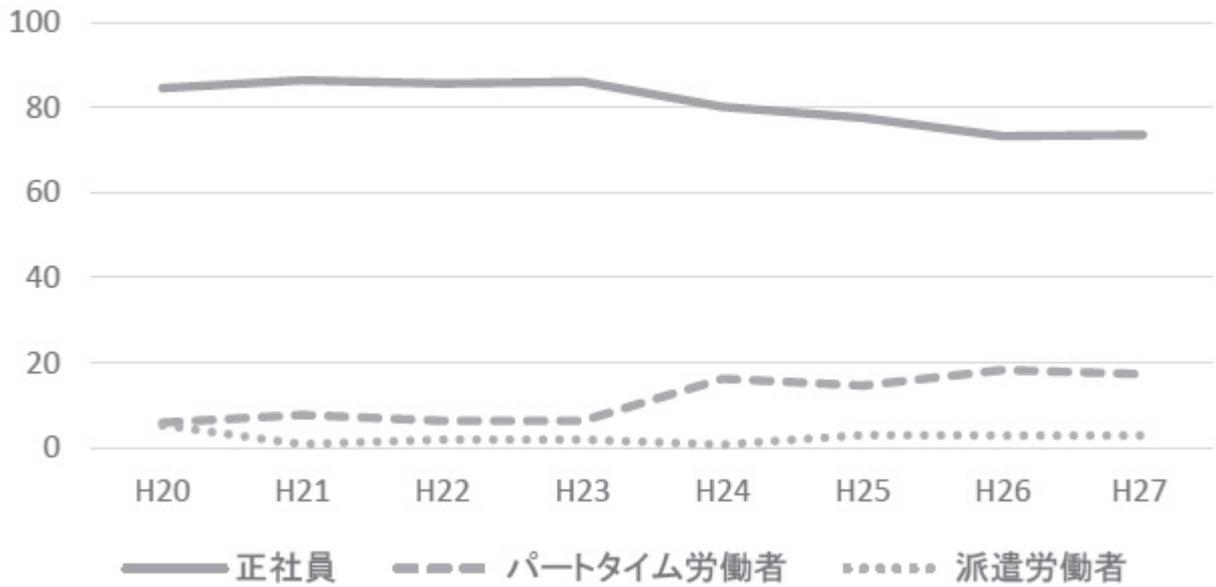
3. 労働実態

H27年 南陽市内の業種別常用労働者数

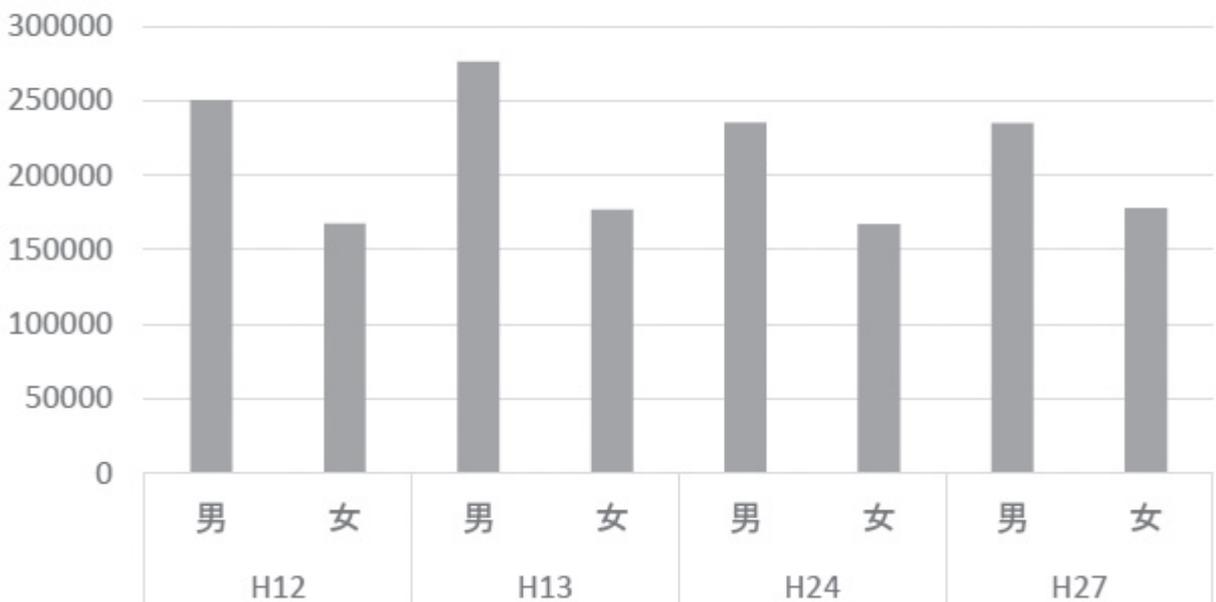


(南陽市労働雇用実態調査より)

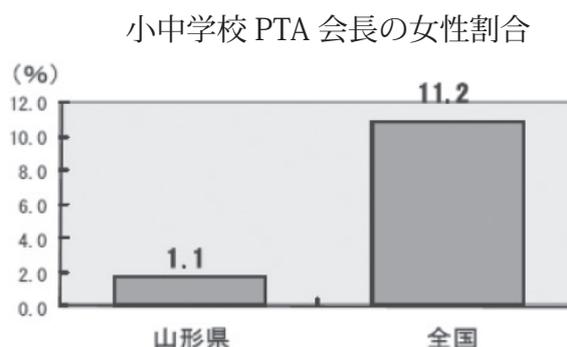
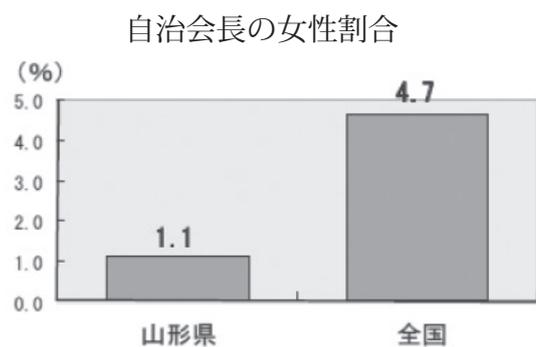
南陽市内の正社員・非正社員の割合



南陽市内企業の平均給与

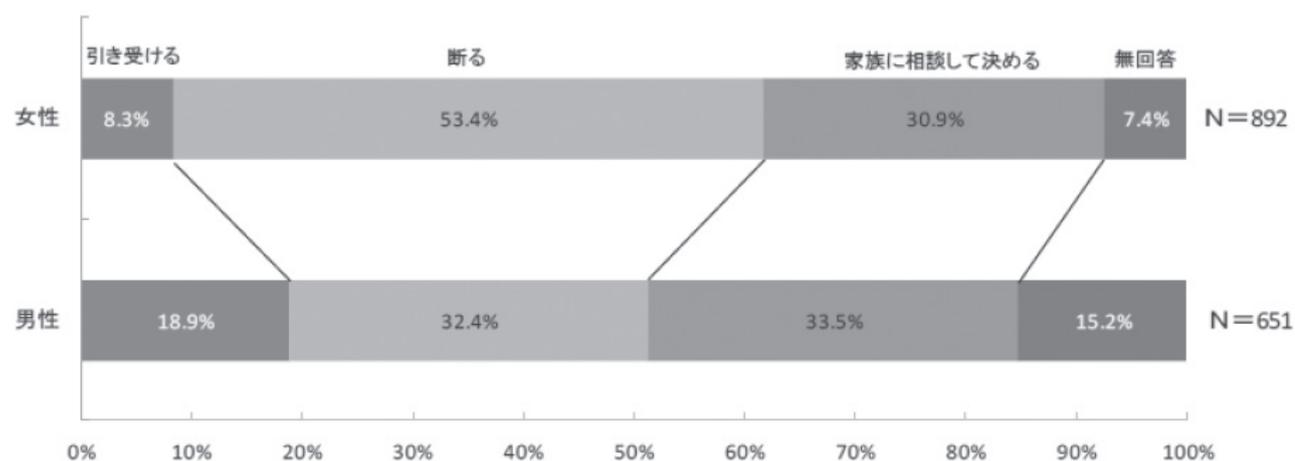


4. 地域や家庭



(H26 女性の方針・政策決定参画状況調べ/内閣府)

PTA・町内会等代表への要請をうけた際の対応



(H26 ワーク・ライフ・バランスおよび男女共同参画に関する県民意識調査/山形県)

家事・育児の状況 (山形県)

		家事		育児 (該当者のみの平均)	
		全体	常用雇用者	全体	常用雇用者
平日	男性	52分	35分	20分	22分
	女性	2時間50分	2時間13分	2時間23分	1時間49分
休日	男性	1時間27分	1時間34分	1時間23分	1時間46分
	女性	3時間13分	3時間33分	4時間27分	5時間13分

(H26 ワーク・ライフ・バランスおよび男女共同参画に関する県民意識調査/山形県)

平成28年度えくぼ女性ネットワーク会議

所属	氏名
南陽市連合婦人会	長岡 幸子
国際ソロプチミスト南陽	丸森 千鶴子
出羽路会	小林 邦子
きさらぎの会	川合 ひさ子
赤湯温泉通り商店街振興組合婦人部	高橋 恵美子
南陽市商工会女性部	丸森 三千代
おかめ会	須貝 末栄子
南陽市更生保護女性会	石黒 桂子
南陽市消費者連合会	島崎 久美子
南陽川西おやこ劇場・婦人防火クラブ連絡協議会	板垣 致江子
事務局（社会教育課長）	佐藤 賢一
事務局（社会教育課長補佐）	島貫 正行
事務局（社会教育課結婚推進係長）	齋藤 寿美代

平成29年3月31日現在

平成28年度南陽市男女共同参画推進委員名簿

役 職	所 属	職 氏 名
委員長	社会教育課	課 長 佐藤 賢一
副委員長	社会教育課	課長補佐 島貫 正行

[委員]

所 属	氏 名	所 属	氏 名
総務課	江口 美和	議会事務局	高橋 京子
みらい戦略課	丹野 有紀	管理課	穀野 敏彦
財政課	佐藤 勝雄	農林課	村山 陽平
税務課	安部 真由美	学校教育課	菊地 玲子
会計課	高橋 宏治	社会教育課	角田 朋行
福祉課	栗野 ゆかり	上下水道課	高野 淳子
すこやか子育て課	大室 拓	監査・選挙管理委員会	山口 功
市民課	山内 美穂	農業委員会事務局	大坂 登啓
商工観光課	梅津 智幸	総合防災課	梅津 智也
建設課	清水 崇子	事務局	齋藤 寿美代

第二次男女共同参画なんようプラン

2017年3月31日

発行 南陽市教育委員会

〒999-2292 山形県南陽市三間通436番地の1

電話 0238-40-3211（代）

